

「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について

平成 30 年 3 月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」は令和 3 年 3 月で計画期間が満了するため、改定を行うもの。

改定のポイント等は下記のように考えているが、県として取り組むべき事項等、幅広い観点から御意見をいただきたい。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」(以下「基本指針(案)」という。)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和 3 年度を初年度とする改定計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3 年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。

(3) 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とする。

(いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据えた計画とする。)

2 改定のポイント

(1) 地域共生社会の実現

令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで高齢者やその家族・介護者(ケアラー)が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図る。

(2) 認知症とともに生きる社会づくり

令和元年 6 月に国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症にな

りうることを意識し、認知症の人が自ら認知症理解のために発信する本人発信への支援など、同じ社会でともに生きる、共生の基盤のもと、認知症施策を進める。

(3) ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

令和元年度に国のパイロット事業として実施した介護現場革新会議の成果を踏まえ、介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図る。

(4) 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図る。

3 改定計画素案について

現行計画からの変更点は資料1－2のとおり。

素案（案）は資料1－3のとおり。

4 今後のスケジュール

令和2年12月	県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
令和2年12月 ～令和3年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和3年2月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画（案）審議 県議会定例会厚生常任委員会に改定計画（案）を報告
3月	社会福祉審議会において改定計画（案）審議 国基本指針の告示 改定計画の決定